

## 福岡県立高等学校の授業料等について

### 1 授業料及び高等学校等就学支援金制度(所得制限有)について

福岡県の条例で毎月の授業料をその月の20日までに納入することと定められております。

保護者等の所得が一定額未満(※)の場合、就学支援金の支給を受けることができます。就学支援金は授業料に充てられ、授業料が実質無償になります。

就学支援金を受けるためには、申請書類を提出していただく必要があります。  
(手続きについては、事務室からお知らせします。)

※年収の目安:保護者のうち一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯で年収910万円未満程度

### 2 授業料減免について

就学支援金の支給を受けることができない場合は、授業料を納めていただくことになりますが、保護者等の失職・倒産等により家計の急変等、経済的な理由により納付が困難な場合は、授業料が減免される場合があります。

また、東日本大震災、平成28年熊本地震による災害、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨災害、令和元年台風第19号による災害、令和2年7月豪雨災害及び令和3年8月11日からの大雨による災害の被災者は授業料が減免されます。

必要な書類や手続きについて、事務室にお問い合わせください。

### 3 高校生等奨学給付金について

生活保護(生業扶助)受給世帯又は住民税所得割額非課税世帯を対象に、授業料以外の教育に必要な経費(教科書、教材費、学用品費等)への支援を行うために、高校生等奨学給付金を支給します。返還は不要です。

高等学校全日制課程では、令和4年度は、世帯の状況に応じて、32,300円、114,100円、143,700円のいずれかの額が支給されます。

申請時期は7月～8月頃です。後日、対象となる世帯には事務室からお知らせします。

家計の急変により、年収見込が住民税所得割非課税相当となる世帯にも奨学給付金を支給します。随時受け付けていますので、事務室にお問い合わせください。